

でっち上げ「窃盗容疑」による『起訴』弾劾！

一切の組織破壊攻撃を許さず職場から闘う緊急声明

本日、名古屋地方検察庁は加藤誠二さんに対するでっち上げ「窃盗容疑」について、在宅起訴を決定した。昨年7月13日、役員の職場、自宅、本部事務所、名古屋地本事務所など7箇所もの大規模な家宅捜索がマスコミの投入のもと行なわれ、事件として報道されて以降、本人には任意出頭がかけられ、不当な時間稼ぎとでっち上げづくりの末に書類送検され、本日の起訴がされたのである。

この間、会社による不当な就業制限・懲戒解雇に対して、加藤さんが「就業制限」「解雇」の撤回と損害賠償を求める訴訟を名古屋地裁に起こし、私たちは11.4ストライキ闘争で抗議し闘ってきた。

このでっち上げ「窃盗容疑」は、平和を守り戦争に反対する労働組合を破壊するために、過激派・テロリストキャンペーンが繰り返されてきた一連の政治弾圧のひとつであることは明らかである。3月10日に朝日新聞によって「一両日中に起訴」と報道され事件の印象づけが意図的に行なわれたことや、19日には地検が誤解を招く見解を出していることも、その証左である。

このでっち上げ「窃盗容疑」在宅起訴は、私たちを「過激派」「テロリスト集団」に仕立て上げ、解体し、戦争のできる国へと一気に突き進もうという策動のひとつに他ならない。

私たちは、一切の弾圧をはねのけ、加藤さんと共に「裁判」で堂々と闘い奮闘していく。共に闘う仲間の、懲戒解雇撤回・早期職場復帰を断固勝ちとろう！！

2008年3月19日

J R 東海労働組合静岡地方本部